

頭書事件につき、申立人は下記のとおり上告理由を提出する。

記

原判決には憲法違反及び理由不備の違法がある（民事訴訟法第312条第1項及び第2項第6号）。

第1 理由不備の違法

原審（知財高裁）判決には、最高裁判所判例と相反する判断が含まれる。

1 最高裁判例

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。（下線は、上告・上告受理申立人が付与。以下同様。）

上記下線部が問題となる。

2 原審（知財高裁）の判断

原審たる知財高裁は、以下に示す様に第一審判決（以下「原判決」という）を引用しつつ、これを改め、以下の判断を示した。

仮に、一般的な視聴者が、このような部分から強い印象を受けたり、その他の映像等から、本件映画1において「歴史修正主義者」、「否定論者」と呼称された原告らについて、歴史的事実を否定する者といった否定的な評価をすることがあり、原告らの社会的評価が低下することがあつたとしても、原告らを「歴史修正主義者」、「否定論者」と呼称することは、原告らの言動等について意見ないし論評を表明する行為といえるところ、本件映画1の製

作、上映は、従軍慰安婦問題という、現状において歴史的、社会的、政治的に様々な言説が存在する問題を扱うものであって、公共の利害に関する事実に係り……（原判決58頁10～18行目）

(3) 原判決58頁18行目の「公共の利害に関する事実に係り」から58頁26行目末尾までを次のとおり改める。

「公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであると認められる。そして、意見ないし論評の前提としている事実の重要な部分は、控訴人らが、20万人存在したという慰安婦の数には根拠がなく、慰安婦が強制連行された事実や性奴隷であったという事実はないという、従来存在した言説とは異なる見解を明らかにしていることであるところ、控訴人らがこのような見解を明らかにしていることは真実であり、本件各表現が、控訴人らに対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するものともいえない。

したがって、本件映画1の製作、上映は、名誉権侵害としての違法性を欠くものであると認められる。」

（原審（知財高裁）判決第18頁）

3 原審（知財高裁）判決が、最高裁判例と相反する理由

原審（知財高裁）判決は、上告・上告受理申立人らを「歴史修正主義者」「否定論者」と呼称することの前提としている事実の重要な部分を、「控訴人らが、20万人存在したという慰安婦の数には根拠がなく、慰安婦が強制連行された事実や性奴隷であったという事実はないという、従来存在した言説とは異なる見解を明らかにしていること」と設定する。

しかしながら、特定の見解を明らかにしていることを、真実性の証明における前提事実に設定してはならない。なぜならば、特定の見解を明らかにしていることは、常に真実となるからである。証明すべき真実性とは、慰安婦20万人や性奴隷説が真実か否かであって、それを虚偽と主張したことではない。換言するな

らば、知財高裁判決は、最高裁判例に示された「意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分」を、ある見解を明らかにすることにまで拡張することにより、最高裁判例に示された判断枠組みを書き換えるものである。

したがって、原審（知財高裁）判決には、最高裁判所判例と相反する判断が含まれる。

第2 原審（知財高裁）判決にある憲法違反

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行なひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）。

憲法76条3項は「裁判官の職権行使の独立」について定めたものであるところ、裁判官は、良心に従いながらも、公正・公平な「憲法及び法律」以外には従わないことになるから、結果として、司法の公正・公平という国民の信頼に資することとなる。これに対して、裁判官の独断と偏見と見られる場合には、司法が公正・公平であるという国民の信頼が失われ、ひいては司法権の独立そのものが害される恐れがある。

原審（知財高裁）判決は、「20万人存在したという慰安婦の数には根拠がなく、慰安婦が強制連行された事実や性奴隷であったという事実はないという」見解を明らかにする者を、「歴史修正主義者」「否定論者」と呼称することについて、公共性・公益目的を認め、社会的評価が低下することがあったとしても名誉権侵害の違法性が阻却される旨の判断を示した。

国民は、上記判断を、裁判官の独断と偏見に基づくものと評価し、公正・公平な司法という国民の信頼を確保することは不可能と思われる。

したがって、原審（知財高裁）判決は、憲法76条3項に反すると言わざるを得ない。

以上のとおり、原判決には、憲法違反及び理由不備の違法があるので、上告の趣旨記載のとおり判決をくださるべきである。以上